

国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の不正防止計画

国立大学法人兵庫教育大学において公的研究費の適正管理を行うため、「国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程（以下「規程」という。）」第12条第1項の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

令和8年6月10日

基本方針		リスク分析	要 因	対 策
1. 不正防止対策に関する責任体制を明確化し、学内外に公表する。		・ 公的研究費に係る各責任者の役割や責任が不明確であると、管理監督の責任が十分に果たされず、不正使用防止体制が機能しない。	・ 各責任者の役割や責任が不明確	・ 最高管理責任者をはじめとする、各責任者の役割や責任を規程において明確化する。 ・ 責任体制を学内外に周知又は公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正防止対策に関する関係者の意識向上を図る。	事務処理に関する職務権限の明確化	・ 公的研究費の事務処理に関わる権限と責任が不明確であると責任の所在が曖昧になり、適切な処理ができなくなる。	・ 職務権限の不明瞭	・ 公的研究費の事務処理に関わる権限と責任を規程により明確化する。
	事務処理に関するルールの明確化	・ 事務処理に関するルールが不明瞭であると、誤った運用により、不適切な使用に繋がる。	・ 公的研究費の事務処理手続に関するルールが不明瞭	・ 構成員に対し、公的研究費に係る事務処理手続に関するルール及びその根拠となる規程等を明確かつ明瞭に示す。 ・ ルールが形骸化しないよう、モニタリング等の結果も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
	コンプライアンス教育・啓発活動の実施	・ 不正使用を起こさせない組織風土を形成することができず、不正使用を十分に抑止することができない。	・ 構成員への不正使用防止意識の周知不足	・ 不正防止対策の理解の促進を目的として、コンプライアンス教育を実施する。 ・ コンプライアンス教育の内容を踏まえて意識の向上と浸透を図るため、コンプライアンス教育と併用 ・ 補完する形で、啓発活動を実施する。 ・ 実効性を確保するため、誓約書を提出しない者については、公的研究費に係る申請を行い、公的研究費の運営・管理に関わることをできないことを規程で明確化する。
3. 不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。		・ 実効性のある対策が実施できず、不正使用の防止ができない。	・ 不正防止計画の形骸化	・ 監査室と連携し、不正使用を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、大学全体の状況を体系的に整理し、評価する。そして、把握した不正使用を発生させる要因に対応する対策を反映させ、不正防止計画を策定する。 ・ 内部監査を含むモニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、必要に応じて見直しを行う。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な管理・運営を行う。	予算管理	・ 年度末に予算執行が集中し、適正な予算執行ができない。	・ 研究計画に基づく適正な予算執行ができていない。	・ 予算執行状況を把握し、研究者に対して、定期的に計画的な予算執行を促す。
	物品購入等	・ 物品購入等において、同一人による発注・検収が行われると物品の架空納品や不正な預け金が起こる。	・ 検収体制の不備	・ 発注・検収業務は、定められたルールに基づき、事務部門が実施する。 ・ 検収手続の徹底、不正に関与した場合のペナルティ等を周知徹底するため、取引業者から誓約書を徴収する。
	旅費、謝金の支出	・ カラ出張、カラ謝金、重複支給が起こる。	・ 出張計画の実施状況等の確認不足 ・ 学生に対する不正使用の周知不足	・ 研究者に対し、旅費・謝金に関するルールを周知徹底する。 ・ 出張計画の実施状況等を確認できる報告書等の提出を求める。 ・ 公的研究費により旅費や謝金の支給を受ける学生に対し、ルールの周知を徹底する。
	非常勤雇用者の勤務状況等確認	・ 給与の不正受給が起こる。	・ 非常勤雇用者の労働時間管理等が不十分 ・ 非常勤雇用者に対する不正使用の周知不足	・ 採用時の手続、労働条件通知書の説明及び労働時間の管理を事務部門が実施する。 ・ 公的研究費により給与の支給を受ける非常勤雇用者に対し、ルールの周知を徹底する。
	換金性の高い物品の管理	・ 転売や私的使用等のリスクが高い。	・ 管理体制の不備 ・ 換金性の高い物品の取扱いについての周知不足	・ 換金性の高い物品等の購入状況を把握し、台帳管理を行うとともに、定期的に現物確認を行う。 ・ 換金性の高い物品について、管理物品であることの周知を徹底する。
5. 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。	相談体制の整備	・ 公的研究費の使用にあたって、研究者が使用ルール等について正しい認識を持っていないと、不正使用に繋がる。	・ 相談窓口の周知不足 ・ ルールの理解不足	・ 相談を受け付ける窓口について、学内外に周知徹底する。 ・ 公的研究費に係る事務処理手続に関するルール及びその根拠となる規程等を構成員に明確かつ明瞭に示し、共通理解を図る。
	通報体制の整備	・ 告発者保護について十分に周知されないと、告発をためらうことが考えられる。 ・ 悪意に基づく告発等により、研究活動が阻害されるおそれがある。	・ 告発制度についての周知不足	・ 告発窓口及び告発する際の留意事項を学内外に広く周知する。
6. 公的研究費の不正使用が起きない、起こさせない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。		・ モニタリング及び監査体制が不十分であると、現状把握がなされず、不正使用が見逃される懸念がある。	・ 監査室及び監事等との連携不足	・ コンプライアンス推進責任者は、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。 ・ 内部監査において、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証する。 ・ 監事は、コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。